

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第1回期日(20240219)提出の書面です。

令和5年(ネ)第584号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 控訴人番号1(こうすけ)、控訴人番号2(まさひろ)ほか4名

被控訴人 国

控訴理由書(3)

(婚姻に対する国民の意識について)

2023(令和5)年9月29日

福岡高等裁判所 第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士	安孫子健輔	石井謙一
	石田光史	井上敦史
	岩橋愛佳	緒方枝里
	太田信人	太田千遥
	久保井撰	郷田真樹
	後藤富和	鈴木朋絵
	武寛兼	寺井研一郎
	徳原聖雨	富永悠太
	永里佐和子	仲地彩子
	塙愛恵	藤井祥子
	藤木美才	森あい
	吉野大輔	渡邊陽

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第1回期日(20240219)提出の書面です。

第1 はじめに

原判決は、婚姻及び家族の実態やその在り方に対する国民の意識について、「平成26年段階の結婚を希望する未婚の者に対する意識調査において、国民の婚姻制度を用いる理由は、子を持つことと同様又はそれ以上の比率で、婚姻相手と一緒にいること、家族となることにあると認められることから婚姻制度の目的において、婚姻相手との共同生活の保護という側面が強くなってきていると認められる。加えて、今日、婚姻件数、婚姻率、合計特殊出生率及び子のいる世帯の割合は本件諸規定の立法時に比べて大きく低下しており、婚姻は全ての者が行うものではなく、各人が、生涯を共に過ごす者を選び、公認された家族を作るという人生における自己決定の尊重と保護という側面が強くなってきているといえ、婚姻及び家族の実態やその在り方に対する国民の意識が変遷しているといえることができる。」と判示している(原判決35頁)。

そこで、控訴人らは、第一審における原告ら第12準備書面において近時の法律婚に関する調査結果や統計資料及びその概要について示したが、本書面において、近時の法律婚に関する調査結果や統計資料及びその概要等についてさらに補充して主張する。

第2 近時の法律婚に関する調査結果や統計資料及びその概要等について

1 婚外子相続分差別違憲決定の判示並びに調査官解説における指摘

婚外子相続分差別違憲決定(最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁、甲A900)は、「昭和22年民法改正以降、我が国においては、社会、経済状況の変動に伴い、婚姻や家族の実態が変化し、その在り方に対する国民の意識の変化も指摘されている。すなわち、地域や職業の種類によって差異のあるところであるが、要約すれば、戦後の経済の急速な発展の中で、職業生活を支える最小単位として、夫婦と一定年齢までの子どもを中心とする形態の家族が増加するとともに、高齢化の進展に伴って生存配偶者の生活の保障の必要

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第1回期日(20240219)提出の書面です。

性が高まり、子孫の生活手段としての意義が大きかった相続財産の持つ意味にも大きな変化が生じた。昭和55年法律第51号による民法の一部改正により配偶者の法定相続分が引き上げられるなどしたのは、このような変化を受けたものである。さらに、昭和50年代前半頃までは減少傾向にあった嫡出でない子の出生数は、その後現在に至るまで増加傾向が続いているほか、平成期に入った後においては、いわゆる晩婚化、非婚化、少子化が進み、これに伴って中高年の未婚の子どもがその親と同居する世帯や単独世帯が増加しているとともに、離婚件数、特に未成年の子を持つ夫婦の離婚件数及び再婚件数も増加するなどしている。これらのことから、婚姻、家族の形態が著しく多様化しており、これに伴い、婚姻、家族の在り方に対する国民の意識の多様性が大きく進んでいることが指摘されている」と判示しており、同最決の調査官解説は、「ここで本決定が挙げる客観的な状況の変化等については、特に異論はないものと思われるが、具体的な統計データとしては、厚生労働省所管の人口動態統計や国民生活基礎調査、総務省所管の国勢調査といったものがあり(いずれも、グラフ等を用いた解説も作成されており、各省や政府統計の総合窓口(e-Stat)のホームページで閲覧することができる。)、国民意識の調査、分析としては、『子育て世代の意識と生活』という副題の平成17年版国民生活白書のほか、『子ども・子育て白書』ないしその前身の『少子化社会白書』といった政府によりまとめられた各種白書などがある」(甲A901)と指摘している。

また、同最決は、「欧米諸国の多くでは、全出生数に占める嫡出でない子の割合が著しく高く、中には50%以上に達している国もあるのとは対照的に、我が国においては、嫡出でない子の出生数が年々増加する傾向にあるとはいえ、平成23年でも2万3000人余、上記割合としては約2.2%にすぎないし、婚姻届を提出するかどうかの判断が第1子の妊娠と深く結びついているとみられるなど、全体として嫡出でない子とすることを避けようとする傾向があること、換言すれば、家族等に関する国民の意識の多様化がいわれつつも、法律

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第1回期日(20240219)提出の書面です。

婚を尊重する意識は幅広く浸透しているとみられる」(甲A900)と判示しており、同最決の調査官解説は、「人口動態統計によれば、我が国の嫡出でない子の出生数及び割合は、大正14年(1925年)には15万1448人、7.26%であったが、戦後にかけて急減し、昭和25年(1950年)には、5万7789人、2.47%となった。その後漸減傾向が続いて、割合としては昭和53年(1978年)の0.77%(出生数1万3164人)が底となった後、漸増傾向となり、平成23年(2011年)には、2万3354人、2.22%となっている。これに対し、欧米諸国の嫡出でない子の出生割合は、フランスが53.7%、ドイツが33.3%、イギリスが46.9%、アメリカが40.8%(いずれも平成22年(2010年)の数値)などとされている(厚生労働省作成の「我が国の人口動態」の平成24年版より)」(甲A901)と指摘している。

このように、平成25年時点においても、婚姻、家族の在り方に対する国民の意識の多様性が大きく進んでいることが、具体的な統計データから示されている。

2 第14回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)(甲A902)

2010(平成22)年6月に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第14回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」において、いずれは結婚しようと考え未婚者の割合は高い水準にあるものの、独身志向を表す未婚者が増えた形となっていることが指摘されている(同2頁)。

未婚者が結婚したいと思う年齢(平均希望結婚年齢)は、各年齢層で男女ともに上昇していることが指摘されている(同10頁)。

結婚に利点があると感じている未婚者は、男性62.4%、女性75.1%であった。具体的な利点(2つまで回答可)として、「子どもや家族をもてる」(男性33.6%、女性47.7%)、「精神的安らぎの場が得られる」(男性32.3%、女性29.7%)、「親や周囲の期待に応えられる」(男性14.6%、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第1回期日(20240219)提出の書面です。

女性19.1%)、「愛情を感じている人と暮らせる」(男性13.7%、女性17.6%)、「経済的余裕がもてる」(男性4.1%、女性15.1%)、「社会的信用や対等な関係が得られる」(男性11.8%、女性6.1%)等の回答があった(同5頁)。

このように、晩婚化が進んでいるとともに、結婚に感じる利点として、「精神的安らぎの場が得られる」、「愛情を感じている人と暮らせる」といった点が挙げられるようになっている。

3 平成30年国民生活基礎調査の概況(甲A903)

厚生労働省の平成30年国民生活基礎調査の概況によると、児童のいる世帯の全世帯に占める割合は、1986年(昭和61年)には46.2%であったが、その後は年々減少していき、2018年(平成30年)には22.1%となっている(同7頁)。

4 「日本の恋愛・結婚に関する全国意識調査(2019)」報告書(甲A904)

「日本の恋愛・結婚に関する全国意識調査」は、独身者の結婚や交際に関する意識と実態を把握することによって、近年、交際・結婚に消極的な人々が増えている社会環境や当事者の心理状況を探り、そして民間における恋愛・結婚の促進に寄与できる有効手段の特定などについて考察するために行われた調査であるところ、調査監修の中央大学文学部の山田昌弘教授は、「今回の調査において、男女とも従来の家庭構造でありがちな男性稼ぎ手モデルに影響を受け、女性の社会進出に関係なくその考え方を持つ人がまだ多いことがデータで見えた。それは男女のミスマッチというより、社会の多様化による人々が持つ意識と求める条件のミスマッチと言えらると思う。時代が変化する中、今後の社会においては、多様性のある夫婦や家族のあり方を当事者に示していくことが重要であり、マスコミの宣伝や教育を通して、ロールモデルの創出を含めた、交際・結婚における男女の役割に対する価値観形成への関与に、政府や社会レベルのサポートが求められる」と考察している(同45頁)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第1回期日(20240219)提出の書面です。

このように、多様性のある夫婦や家族のあり方を当事者に示していくことが重要であるという意識が形成されてきている。

5 平成30年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(甲A905)

内閣府の令和元年版少子化社会対策白書は、人口動態統計をもとに、出生数は1991年(平成3年)以降増加と減少を繰り返しながら緩やかな減少傾向にあること、合計特殊出生率は2005年(平成17年)過去最低である1.26まで落ち込み、近年は微増傾向が続いているが2017年(平成29年)は前年を0.01ポイント下回ったことを指摘している(同4～5頁)。

婚姻件数及び婚姻率に関しては、人口動態統計をもとに第1次ベビーブーム世代が25歳前後の年齢を迎えた1970年(昭和45年)から1972年(昭和47年)以降は低下傾向となり、2017年(平成29年)はいずれも過去最低となったことを指摘している(同13頁)。また、国勢調査をもとに、未婚化が進行していること、人口動態統計をもとに、晩婚化、晩産化が進行していることを指摘している(同15～16頁)。

未婚者の結婚に対する意識に関しては、国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査をもとに、「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者の割合は、ここ30年で若干の低下はあるものの、男女ともに依然として高い水準を維持していると指摘している(同18～19頁)。

このように、婚姻は全ての者が行うものではないという意識が強くなってきている。

6 2019年版人口統計資料集

国立社会保障・人口問題研究所のウェブサイトに掲載されている2019年版人口統計資料集のうち、出生数や婚姻数等に関連すると考えられるデータとして、以下のものを証拠提出する。

- ① 表3-1 出生数、死亡数、自然増加数および率：1873～2017年
(甲A906の1)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第1回期日(20240219)提出の書面です。

- ② 表4-5 主要先進国の合計特殊出生率：1950～2017年（甲A906の2）
- ③ 表4-18 嫡出でない子の出生数および割合：1920～2017年（甲A906の3）
- ④ 表6-1 初婚・再婚別婚姻数および婚姻率：1883～2017年（甲A906の4）
- ⑤ 表6-2 種類別離婚数および離婚率：1883～2017年（甲A906の5）
- ⑥ 表6-12 全婚姻および初婚の平均婚姻年齢：1899～2017年（甲A906の6）
- ⑦ 表7-22 家族類型別一般世帯における子どもおよび高齢者のいる割合：1980～2015年（甲A906の7）

7 令和3年度人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査（甲A907）

令和3年度内閣府委託調査である、株式会社マーケティング・コミュニケーションズが令和4年3月付で作成した「令和3年度人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査報告書のポイント」において、子供がいない独身者の「理想の子供数」は、「0人」と「2人」に分かれる傾向であり、20代女性では「0人」24%、「2人」40%、30代女性では「0人」43%、「2人」24%の回答であったことが指摘されている（同2頁）。

また、結婚相手に求めることは、「一緒にいて落ち着ける・楽しい」「近い価値観が高い」ということが指摘され、結婚した理由・したい理由は、「好きな人と一緒に生活したいから」が高いことが指摘されている（同2頁）。

このように、婚姻をして子を持つということが一般的なライフスタイルではなくなっているとともに、各人が、生涯を共に過ごす者を選び、公認された家族を作るという人生における自己決定の尊重と保護という側面が強くな

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第1回期日(20240219)提出の書面です。

ってきている。

8 結婚と家族をめぐる基礎データ (甲A908)

令和4年2月7日付で内閣府男女共同参画局が作成している「婚姻と家族をめぐる基礎データ」においては、1985年と比べると、2020年は男女共に未婚と離別の割合が増加していること、50歳時点の未婚割合をみると、男性は3.7%(1985年)から25.9%(2020年)へ、女性は4.3%(1985年)から16.4%(2020年)へ、それぞれ増加していることが指摘されている(同9~13頁)。

結婚の動向として、平均初婚年齢及び母親の平均出生時年齢が上昇傾向であること、50歳時の未婚割合は、男女ともに上昇していることが指摘されている(同75頁)。

世帯の状況として、児童のいる世帯数は20年前に比べて500万世帯減少していること、全世帯に占める割合もおおよそ半分まで減少していることが指摘されている(同84頁)。

出生の動向として、合計特殊出生率が近年1.4程度で推移していること、年間の出生数は、2016年に100万人を割り込み、2020年には84.0万人となっていることが指摘されている(同101頁)。

このように、婚姻は全ての者が行うものではないという意識が強くなってきているとともに、婚姻をして子を持つということが一般的なライフスタイルではなくなってきている。

9 令和4年版男女共同参画白書 (甲A909)

内閣府男女共同参画局が作成した令和4年版男女共同参画白書において、婚姻件数が、コロナ下の令和2(2020)年以降は、令和2(2020)年52.6万件、令和3(2021)年51.4万件と戦後最も少なくなったこと、令和2(2020)年時点の30歳時点の未婚割合は、女性40.5%、男性は50.4%であること、50歳時点で配偶者のいない人の割合は、令和2(2

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第1回期日(20240219)提出の書面です。

020)年時点では男女ともに約3割であることが指摘されている(同3～4頁)。

また、人生100年時代を迎え、日本の家族と人々の人生の姿は多様化し、昭和の時代から一変していることが指摘されている(同14頁)。

このように、婚姻は全ての者が行うものではないという意識が強くなってきており、家族の在り方が多様化してきているものである。

第3 まとめ

以上のように、婚姻及び家族の実態やその在り方に対する国民の意識は、現時点に至るまでも変遷し続けているものであり、今後もさらに婚姻制度の目的において婚姻相手との共同生活の保護という側面が強くなるとともに、婚姻は全ての者が行うものではなく、各人が、生涯を共に過ごす者を選び、公認された家族を作るという人生における自己決定の尊重と保護という側面が強くなっていくことがうかがわれるものである。

以上